

若者よ大きく育ってほしい。  
大きな夢を抱いてほしい。

1957(昭和32)年、松尾國三・波備江が設立した公益財団法人松尾育英会は、  
経済的理由により大学進学が難しい優秀な男子学生を対象に、  
**返済不要の奨学金(学資金・通学費・寮費の全額)**および  
**規定による医療費**を支給しています。  
これまで全寮制の共同生活で切磋琢磨した300余名の育英生たちは、現在、  
官界・経済界・学界・教育界各分野で立派に活躍しており、  
創設者の体験から発起した教育への願いと理念は  
確実に実を結んでいます。

# 2024年度第68期育英生募集

## 育英給付の内容

- 1 学資金・通学費の給付**  
学校に納付する入学金、授業料及び学生寮から大学までの通学定期代の全額を無償給付します。
- 2 学生寮(男子寮)への入居**  
学生寮(男子寮)へ無償にて入居できます。
- 3 食事の給付**  
一日三食の食事を無償給付します。(但し、昼食は一定額を金銭により給付)
- 4 保健・医療の給付**  
負傷疾病に対しては常備薬を備えるほか、健康保険料以外の医療費(規定による)を給付します。

## 応募資格

- 以下の要件を満たす者が応募することができます。
  1. 2024年3月高等学校卒業見込の者、又は2023年3月高等学校を卒業した者及び高等学校卒業程度認定試験合格者(2年有効)のいずれかであること。
  2. 2024年4月から当財団学生寮より通学可能な大学に進学を希望する者であること。
  3. 成績優秀、品行方正、身体強健な男子で、学資について他からの援助が必要と認められる家庭的事情にある者であること。(家計支持者の年収は、特別な経済的事情のない限り原則として600万円以下とします)
- 高校1・2年生の応募希望者の登録受付も行っています。

## 募集人数

- 大学育英生(国内)…10名以内

## 卒業生の進路状況

1961年3月の第1期生11名の卒業後、2023年3月の第63期生8名の卒業までに合計323名が卒業し、

- 財務省・外務省・経済産業省、県庁等の国家・地方公務員
  - JR、NTT等の公共サービス機関
  - 大学教授等の研究者、高校・中学教員
  - 日立、富士通、トヨタ、三菱等のメーカー
  - 三井住友銀行・みずほ銀行等の金融機関、三井物産・三菱商事等の商社
  - 朝日・日本経済新聞等のマスコミ、情報サービス
  - 弁護士、医師等のスペシャリスト
  - 大学院の博士・修士課程進学中
- 等、社会のあらゆる分野において活躍しております。

## 学生寮の概要

東京都板橋区に所在し、鉄筋コンクリート地上3階地下1階建てで、洋室仕様の個室18室・2人部屋8室、食堂、談話室、図書室、コンピュータ室、多目的室、体育室等を完備しています。



寮生の部屋



学生寮

公益財団法人  
**松尾育英会**

お問い合わせ・資料請求先

〒107-0062 東京都港区南青山6丁目1番3号  
公益財団法人 松尾育英会 育英生募集係  
TEL.03-3407-5107 FAX.03-3407-5108  
メールアドレス contact@matsuo-ikueikai.or.jp

詳細はホームページをご覧ください。 <https://www.matsuo-ikueikai.or.jp>

公益財団法人松尾育英会紹介DVDをご希望の場合は左記資料請求先までご連絡ください。  
※数に限りがありますので、予めご了承ください。

# 2024年度第68期育英生募集要項

## I 募集人数

大学育英生 10名以内

## II 応募資格

1. 2024年3月高等学校卒業見込の者、又は2023年3月高等学校を卒業した者及び高等学校卒業程度認定試験合格者（2年有効）のいずれかであること。
2. 2024年4月から当財団学生寮より通学可能な大学に進学を希望すること。
3. 成績優秀、品行方正、身体強健な男子で、学資について他からの援助が必要と認められる家庭的事情にある者であること。（家計支持者の年収は、特別な経済的事情のない限り原則として600万円以下とします）
4. 原則として、東京都及び東京都に隣接する県（埼玉・千葉・神奈川）以外に居住する者であること。
5. 留学給費育英生については、現在受入れを見合わせております。

## III 採用条件

当財団設立の趣旨を理解し、学生寮に入寮し、寮規・寮則を遵守のうえ団体生活を通じて人格を形成することに強い希望を持っている者であることを最も重視しています。

選考過程において十分に審査・検討した結果、この条件を満たしていると判断された者が当財団給費育英生選考委員会にて育英生として選出され、理事会の承認を得て採用となります。

## IV 応募方法

当財団の大学育英生となることを希望する人は、「育英生願書」に所定事項を記入のうえ、次の書類を添付して、育英生募集係に送付して下さい。

1. 全家計支持者それぞれに対する「2023年度道府県・市区町村民税」の通知書のコピー若しくは市区町村長の証明書。（2022年中の総所得額及び住民税額の記載のあるもの）
2. 2023年度の「固定資産税」の税額及び課税物件の種別、数、面積等についての市区町村長の証明書。（固定資産がない場合は、「育英生願書」の「応募に至る家計状況欄」にその旨付記すること）
3. 健康診断書  
※形式は問いませんが、以下①～⑥の検査及び既往症等確認した医師の総合所見が記載され、健康上寮生活に支障がないか確認できるもので、学校で

実施した健康診断書のコピーも含まれます。ただし、当年4月以降に検査・作成されたものであること。学校の健康診断で不足している項目や、当年4月より前の検査結果がある場合は、当年4月以降に改めて医療機関で受検した結果を併せて提出してください。

①身長 ②体重 ③視力 ④聴力 ⑤尿検査 ⑥胸部レントゲン検査

※血圧（推奨）

※採用決定者は、入寮までにスクリーニング検査の「Viewアレルギー 39」を受け、検査結果を提出していただきます。

## V 応募書類の入手方法及び問い合わせ

1. 「育英生願書」は当財団ウェブサイト (<https://www.matsuo-ikueikai.or.jp>) よりダウンロードすることができます。

郵送を希望する場合は、下記育英生募集係までご請求ください。

〒107-0062 東京都港区南青山6丁目1番3号

公益財団法人松尾育英会 育英生募集係

TEL 03-3407-5107 FAX 03-3407-5108

メールアドレス [contact@matsuo-ikueikai.or.jp](mailto:contact@matsuo-ikueikai.or.jp)

2. 応募希望者の登録受付

「応募資格学年（3年生）に至っていない高校1・2年生」で応募登録を希望される方も上記までご連絡下さい。

## VI 応募書類の送付先

応募希望者は、IVで指定した応募書類を、9月16日必着で上記の育英生募集係宛に送付して下さい。

## VII 選考と採用

1. 第一次選考の実施

(1) 当財団では、育英生募集係に提出された「育英生願書」等の応募書類をもとに、給費育英生選考委員会において選考を実施して、第一次候補者を決定します。

(2) 当財団では9月下旬に、第一次候補者に決定した学生に対して「第一次候補者決定通知書」を、在学または出身学校長宛に「育英生推薦調書」及び「小論文用課題・解答用紙」を送付します。

### 《推薦者へのお願い》

送付した「育英生推薦調書」を作成のうえ、本人記述の「小論文」を添えて、10月16日必着で育英生募集係宛に送付して下さいますようお願い

致します。

2. 選考委員による第一次候補者の面談及び家庭訪問  
当財団給費育英生選考委員による第一次候補者の面談を行うとともに、家庭を訪問して保護者との面談（第一次候補者同席）を実施します。また、第一次候補者の学校生活について、担任への聞き取り調査を実施します。
3. 第二次選考の実施  
当財団では、提出された学校長作成の「育英生推薦調書」と第一次候補者作成の「小論文」及び面談・家庭訪問の内容等をもとに、給費育英生選考委員会において選考し、採用内定者を決定します。この決定は、12月初旬までに  
行い、直ちに「採用内定者決定通知書」を推薦者及び本人宛に通知します。
4. 採用内定者に対する面接の実施  
大学入試に際し、上京される時を選んで当財団給費育英生選考委員が面接を行います。この面接は、人物と家庭環境等を知ることが目的で、学科に類するもののテスト等はありません。
5. 採用決定  
当財団育英生としての採用は、採用内定者であって、面接を受け、志望校の入試に合格した者について、当財団給費育英生選考委員会の議を経て理事会が決定します。育英生としての採用通知は、3月中旬頃となります。  
※各選考過程において、合格・不合格にかかわらず、結果を書面にて応募者本人と在学または出身学校宛に通知いたします。

## Ⅷ 参 考

1. 日本学生支援機構等、他育英団体との関係  
当財団に「育英生願書」を提出した人でも、日本学生支援機構等他育英団体へ願書を提出されることは一向に差支えありません。本会の選考は、そのことに関係なく行われます。但し、当財団の育英生に採用されたときは、他団体・機関・企業の奨学金は辞退していただきます。
2. 大学への受験願書は、当財団に関わりなく提出して下さい。
3. 育英生として採用後、次に該当する場合は退寮処分となり、それまでに当財団が給付した育英金を返済していただきます。
  - (1) 育英規程・寮規・寮則に違反したとき。
  - (2) 寮監の指導に従わないとき。
  - (3) 傷病・疾病により成業の見込みがないとき。
  - (4) 学業成績が不良もしくは留年となったとき。
  - (5) 当財団の育英資金を必要としない事由が生じたとき。
  - (6) その他、当財団の設立趣旨に反し、育英生として不適切な行動が認められたとき。
4. 現在育英生は、東京大学、東京工業大学、一橋大学、電気通信大学、慶應義塾大学、東京理科大学、明治大学、早稲田大学に在籍しています。